

2020年度同志社大学大学院司法研究科
前期日程入学試験問題解説
民事訴訟法

【問題解説】

本年度前期日程入学試験「民事訴訟法」の問題は、簡単な設例をもとに、民事訴訟手続、および民事訴訟法上の論点の基礎的な理解を問うものである。

まず、問(1)では、(設例)における前訴の訴訟物が何かについて説明することが求められている。(設例)におけるXの申立ての内容を踏まえて、前訴における訴訟物を明らかにすることで足りるが、その前提として、訴訟物の定義や、依って立つ訴訟物理論を明らかにしつつ、訴訟物の実体法上の性質とその個数について丁寧に説明することが求められている。たとえば、旧訴訟物理論に立った上での通説的な理解によれば、土地所有権に基づく物権的返還請求権としての土地明渡請求権1個と、不法行為に基づく損害賠償請求権1個が訴訟物になるとの説明をすることになる。前者については、土地所有権に基づく妨害排除請求権としての建物収去請求権1個と土地所有権に基づく物権的返還請求権としての土地明渡請求権1個の計2つの訴訟物で構成されるとの考え方が示されており、この考え方との対比や、「収去」文言の執行法上の位置づけなどにも配慮した説明がなされることが期待される。

次に、問(2)では、前訴口頭弁論終結日の翌日以降の損害金の支払請求について訴えの利益が認められるかを検討することが求められている。ここでは、口頭弁論終結時において履行すべき状態にある請求権については、現在の給付の訴えとして、原則、訴えの利益が認められることを踏まえて、その状態にない将来の給付請求権について、例外的に訴えの利益が認められるかどうかを論ずることになる。民事訴訟法は、将来給付の訴えについて、あらかじめその必要がある場合に限り提起することができる(民訴法135条)と定めており、その判断には、給付請求権の内容が現実化する可能性が高いかどうか、および現時点で給付判決をする必要性が高いかどうか、などの観点からの検討が必要となる。前者の観点について、判例(最判昭和56年12月16日民集35巻10号1369頁・大阪国際空港事件判決)は、将来の損害賠償請求事例において、①請求権の基礎となるべき事実・法律関係がすでに存在し、その継続が予想されること、②請求権の成否・内容について債務者に有利な影響を生ずるような将来の事情変動があらかじめ明確に予想されること、そして、③これについて請求異議の訴えにより執行の停止をする負担を債務者に課しても不当とはいえないこと、という点から判断し(請求適格)、(設例)のような不動産の不法占拠者に対する明渡完了までの賃料相当額の支払請求事例において①～③の要件を満たし、将来給付の訴えの利

益を肯定している。解答においては、以上のような将来給付の訴えの利益についての考慮要素を明らかにしつつ、事例への適切なあてはめを行うことが求められている。

最後に、問(3)は、一時金による損害の賠償を命ずる判決が確定した後、著しい事情の変更により損害額が不相当となった場合において、前訴の認定額と事情変更後の損害額との差額の支払を後訴において請求することが、前訴確定判決の既判力によって妨げられないかを検討することが求められている。前訴確定判決の既判力がどの時点におけるどのような判断に生ずるかを明らかにしつつ、前訴と後訴の訴訟物の関係から、前訴の既判力が後訴に作用するかを踏まえて、既判力による遮断の可否を検討することとなる。判例(最判昭和 61 年 7 月 17 日民集 40 卷 5 号 941 頁)は、前訴を一部請求と評価することによって差額分につき残額請求を認める立場をとるが、ほかにも、期待可能性による既判力の縮小、民訴法 117 条の趣旨の類推などの法的構成により、基準時後の事情変動に基づき後訴を認めるという結論を導くこともできる。